

ガイドラインの改定内容について

No	ページ	大項目	中項目	小項目	修正理由	修正前	修正後																							
1	P.15	第1章 災害医療 体制の基 本事項	第2節 災害 医療体制の概 要	3 医療 チームの種 別と活動内 容	日本赤十字社が保有するdERUを標記するため	ウ 日本赤十字社救護班（関連P25・P72） 災害時には、日本赤十字社が編成する救護班が全国から参集しま す。	ウ 日本赤十字社救護班（関連P25・P72） 災害時には、日本赤十字社が編成する救護班が全国から参集しま す。 <u>また、都と調整の上、都内に日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）を設置します。</u> <u>※dERUの説明と写真追加</u>																							
2	P.22		第3節 東京 都の災害医療 体制	4 医療救 護班等	・日本赤十字社東京都支部が医療救護所（dERUを含む）を設置したことについて、各医療 対策拠点等に把握してもらうため ・都と日本赤十字社東京都支部 の迅速及び的確な情報共有を行 うため	イ 日本赤十字社東京都支部 日本赤十字社東京都支部は、指定公共機関として、都と締結した 「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づいて、 都医療救護班を編成・派遣します。	イ 日本赤十字社東京都支部 日本赤十字社東京都支部は、指定公共機関として、都と締結した 「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づいて、 都医療救護班を編成・派遣します。 <u>また、被害状況等を鑑みて、都と調整の上、都内に日本赤十字社の 医療救護所（dERUを含む）を設置し活動します。設置後、都から 各医療対策拠点へ報告します。</u> <u>上記について、円滑な連携体制を確保するため、都へ調整員を派遣 します。</u>																							
3					必ずしも表18が編成班の数の 上限ではないことを表すため	(1) 都医療救護班の編成・派遣 [表18：都医療救護班の編成] 省略 ※ 日本赤十字社東京都支部、都立病院及び保健医療公社病院を除 く	(1) 都医療救護班の編成・派遣 [表18：都医療救護班の編成] 省略 ※ 日本赤十字社東京都支部、都立病院及び保健医療公社病院を除 く <u>※被災状況などによっては、記載されている都医療救護班数を超え て編成する場合があります。</u>																							
4	P.37		第6節 医薬 品・医療資器 材	1 医薬 品・医療資 器材等の調 達方法（関 連P11 3）	・血液製剤の供給体制につい て、P.38転記	[表26：医薬品・医療資器材等の供給] <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 福祉保健局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>区市町村</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>都薬剤師会 地区薬剤師会</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 東京都支部</td> <td>○ 協定に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター と献血供給事業団が連携して供給</td> </tr> <tr> <td>献血供給事業団</td> <td>○ 協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十 字血液センター等と連携して供給</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	活 動 内 容	東京都 福祉保健局	省略	区市町村	省略	都薬剤師会 地区薬剤師会	省略	日本赤十字社 東京都支部	○ 協定に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター と献血供給事業団が連携して供給	献血供給事業団	○ 協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十 字血液センター等と連携して供給	[表26：医薬品・医療資器材等の供給] <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 福祉保健局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>区市町村</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>都薬剤師会 地区薬剤師会</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 東京都支部</td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>献血供給事業団</td> <td><u>削除</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	活 動 内 容	東京都 福祉保健局	省略	区市町村	省略	都薬剤師会 地区薬剤師会	省略	日本赤十字社 東京都支部	<u>削除</u>	献血供給事業団
機 関 名	活 動 内 容																													
東京都 福祉保健局	省略																													
区市町村	省略																													
都薬剤師会 地区薬剤師会	省略																													
日本赤十字社 東京都支部	○ 協定に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター と献血供給事業団が連携して供給																													
献血供給事業団	○ 協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十 字血液センター等と連携して供給																													
機 関 名	活 動 内 容																													
東京都 福祉保健局	省略																													
区市町村	省略																													
都薬剤師会 地区薬剤師会	省略																													
日本赤十字社 東京都支部	<u>削除</u>																													
献血供給事業団	<u>削除</u>																													

No	ページ	大項目	中項目	小項目	修正理由	修正前	修正後
5	P.38	第1章 災害医療 体制の基 本事項	第6節 医薬 品・医療資器 材	2 東京都 の対応（関連 P111）	血液製剤の供給体制について、 記載がなかったため	<p>都は、卸売販売業者及び災害時協力締結団体※と連携し、災害時の医薬品等の供給体制を構築しています。</p> <p>※ 東京都薬剤師会、東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、日本衛生材料工業連合会及び大東京歯科用品商協同組合</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>都は、卸売販売業者及び災害時協力締結団体※や日本赤十字社東京支部などと連携し、災害時の医薬品等の供給体制を構築しています。</p> <p><u>なお、医薬品・医療資器材と一部の血液製剤の調達方法は異なりますので、ご注意ください。</u></p> <p>※ 東京都薬剤師会、東京医薬品卸業協会、日本医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、日本衛生材料工業連合会及び大東京歯科用品商協同組合</p> <p><u>1. 医薬品・医療資器材</u> (1)～(4) 省略</p> <p><u>2. 血液製剤(輸血用血液製剤)</u> <u>都は、区市町村から血液製剤(輸血用血液製剤)の供給要請があった場合、又は血液製剤(輸血用血液製剤)の供給について必要と認められた場合は、日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業団に供給を要請します。</u> <u>血液製剤(輸血用血液製剤)が不足する場合、都は他道府県を通じて他道府県血液センター(他道府県支部)に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図ります。</u></p> <p><u>【参考】血液製剤とは、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする医薬品のことです。人の血液の全部(全血)又は人の血液から赤血球、血小板、血漿といった成分を分離・調剤した「輸血用血液製剤」と、人の血液の血漿から治療に必要な血漿タンパク質を種類ごとに分離精製した「血漿分画製剤」があります。</u></p>
6	P.52	第2章 各論I： 発生直後 ～超急性 期・急性 期	第2節 東京 都の医療救護 活動	—	—	<p>[表28：東京都から関係機関への情報連絡・要請系統]</p> <p>(1) 東京都→東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社 東京都支部 ア～エ 省略</p> <p>(2) 東京都→医療対策拠点 ア 省略 イ 東京都災害対策本部、他の医療圏の医療対策拠点及びSC Uを設置したこと ウ・エ 省略 オ 医療チーム(都医療救護班や日本DMATなど)を配分すること</p>	<p>[表28：東京都から関係機関への情報連絡・要請系統]</p> <p>(1) 東京都→東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社 東京都支部 ア～エ 省略 <u>オ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置等について、調整員を派遣すること</u></p> <p>(2) 東京都→医療対策拠点 ア 省略 イ 東京都災害対策本部、他の医療圏の医療対策拠点、SC U及び日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)を設置 したこと ウ・エ 省略 オ 医療チーム(都医療救護班や日本DMAT・<u>日本赤十字社救護班</u>など)を配分すること</p>
7	P.53			—	—	<p>[表29：関係機関から東京都への情報連絡・要請系統]</p> <p>東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都 支部→東京都 ア～ウ 省略</p>	<p>[表29：関係機関から東京都への情報連絡・要請系統]</p> <p>東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都 支部→東京都 ア～ウ 省略 <u>エ 日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)の設置等について、調整員を派遣すること</u></p>

No	ページ	大項目	中項目	小項目	修正理由	修正前	修正後
8	P. 54	第2章 各論I： 発生直後～超急性期・急性期	第2節 東京都の医療救護活動	1 情報連絡体制	P. 58表28(1) 東京都→東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都支部点オに文言を追加したため	1 情報連絡体制 (1) 東京都 → 東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都支部 ア～エ 省略	1 情報連絡体制 (1) 東京都 → 東京都医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社東京都支部 ア～エ 省略 オ 日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）の設置等について、調整員を派遣すること 都は、必要に応じて日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）の設置等において、円滑な連携体制を確保するため、日本赤十字社東京都支部へ調整員の派遣を考慮します。
9	P. 55				・P. 52表28(2) 東京都→医療対策拠点イに文言を追加したため ・P. 73表33 東京都→医療対策拠点イに文言を追加したため	(2) 東京都 → 医療対策拠点 ア 省略 イ 東京都災害対策本部等を設置したこと (ア)省略 (イ) 都は、各医療対策拠点、各DMAT活動拠点本部、都内及び隣接県の各SCUの設置状況について、様式1「災害時連絡用紙」をFAXします。 ウ・エ 省略 オ 医療チーム（都医療救護班や日本DMATなど）を配分すること 都は、都医療救護班や日本DMATなどの医療チームの配分を決定し、医療対策拠点に報告します。	(2) 東京都 → 医療対策拠点 ア 省略 イ 東京都災害対策本部等を設置したこと (ア)省略 (イ) 都は、各医療対策拠点、都内SCU及び日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）の設置状況をEMIS掲示板に公表し、様式1「災害時連絡用紙」をFAX等により送付します。 ウ・エ 省略 オ 医療チーム（都医療救護班や日本DMAT・日本赤十字社救護班など）を配分すること 都は、都医療救護班や日本DMAT・日本赤十字社救護班などの医療チームの配分を決定し、医療対策拠点に報告します。
10	P. 73				第3節 二次保健医療圏の医療救護活動	—	・日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）を設置するに当たり、都と調整を行うため
11			・日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）を設置するに当たり、医療対策拠点と調整を行うため	[表33：関係機関から医療対策拠点への情報連絡・要請系統] ○東京都→医療対策拠点 省略 イ 東京都災害対策本部、他の医療圏の医療対策拠点及びSCU等を設置したこと	[表33：関係機関から医療対策拠点への情報連絡・要請系統] ○東京都→医療対策拠点 省略 イ 東京都災害対策本部、他の医療圏の医療対策拠点及びSCU・ 日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む） 等を設置したこと		
12	P. 75			2 情報連絡体制（関連P27）	P. 73表32(1) 医療対策拠点→東京都カに文言を追加したため	(1) 医療対策拠点 → 都 ア～オ 省略	(1) 医療対策拠点 → 都 ア～オ 省略 カ 日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）の設置について調整すること 医療対策拠点は、圏域内の被害状況等を鑑みて、日本赤十字社の医療救護所（dERUを含む）の設置について、都と調整します。

No	ページ	大項目	中項目	小項目	修正理由	修正前	修正後						
13	P114 の後 ページ に追加	第2章 各論Ⅰ： 発生直後 ～超急性 期・急性 期	第10節 医 薬品・医療資 器材	4 血液製 剤の調達 (関連 P.38)	・血液製剤の供給体制につい て、記載がなかったため	—	<p><u>4 血液製剤(輸血用血液製剤)の調達(関連P.38)</u></p> <p><u>(1)都</u> <u>区市町村から血液製剤(輸血用血液製剤)の供給要請があった場</u> <u>合、又は血液製剤(輸血用血液製剤)の供給について必要と認めた場</u> <u>合は、「災害時における血液製剤の供給衣業務に関する協定書」に基</u> <u>づき日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)及び献血供給事業</u> <u>団に供給を要請します。</u> <u>血液製剤(輸血用血液製剤)が不足する場合、都は他道府県を通じ</u> <u>て他道府県血液センター(他道府県支部)に応援を依頼し、都外から</u> <u>の供給によりその確保を図ります。</u></p> <p><u>(2)日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)</u> <u>災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被</u> <u>災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、日赤東京都支部</u> <u>(東京都赤十字血液センター)を中心に血液製剤確保体制をとりま</u> <u>す。</u> <u>日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)は、被害の軽微な地</u> <u>域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受けます。</u> <u>医療機関等への血液製剤(輸血用血液製剤)の供給は、日赤東京都</u> <u>支部(東京都赤十字血液センター)が、都及び献血供給事業団と密接</u> <u>な連携の下に行います。</u></p> <p><u>※なお、医薬品・医療資器材と一部の血液製剤の調達方法は異なります</u> <u>ので、ご注意ください。</u></p> <p><u>[表27：血液製剤の供給]</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 東京都支部</td> <td>○ 協定に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター と献血供給事業団が連携して供給</td> </tr> <tr> <td>献血供給事業団</td> <td>○ 協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十 字血液センター等と連携して供給</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	活 動 内 容	日本赤十字社 東京都支部	○ 協定に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター と献血供給事業団が連携して供給	献血供給事業団	○ 協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十 字血液センター等と連携して供給
機 関 名	活 動 内 容												
日本赤十字社 東京都支部	○ 協定に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター と献血供給事業団が連携して供給												
献血供給事業団	○ 協定に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十 字血液センター等と連携して供給												
14	P125	第3章 各論Ⅱ： 亜急性期 ～慢性 期・中長 期	第1節 東京 都の医療救護 活動	3 医療対 策拠点閉鎖 後の対応	・医療対策拠点の閉鎖につい て、状況を考慮し、圏域内の区 市町村と調整した上で閉鎖の判 断を行うため項目を新たに追加	<p>3 医療対策拠点閉鎖後の対応</p> <p>都は、地域災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、 亜急性期以降に医療対策拠点を閉鎖します。 医療対策拠点閉鎖後は、地域災害医療コーディネーターが中心と なって地域災害医療連携会議を定期的開催し、医療対策拠点閉鎖後 の対応や圏域内の活動方針について協議します。</p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3) 区市町村災害医療コーディネーターに対する専門的な助言 地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて、区市町村災害医療 コーディネーターに対する専門的な助言を行います。</p>	<p>3 医療対策拠点閉鎖後の対応</p> <p><u>地域災害医療コーディネーターは、圏域内の区市町村と今後の医療</u> <u>救護体制などについて調整を行います。その上で、都は、各二次保健</u> <u>医療圏の被災状況や支援状況等を考慮し、地域災害医療コーディネ</u> <u>ーターの医学的な助言に基づいて、医療対策拠点を閉鎖します。</u> <u>削除</u></p> <p>(1)(2)省略</p> <p><u>(3) 地域災害医療コーディネーターと各機関との連携について</u> <u>医療対策拠点閉鎖後は、地域災害医療コーディネーターが中心と</u> <u>なって地域災害医療連携会議を定期的開催し、医療対策拠点閉鎖後</u> <u>の対応や圏域内の活動方針について協議します。</u> <u>また、地域災害医療コーディネーターは、圏域内の各機関や都の求</u> <u>めに応じ、医療対策拠点閉鎖後も必要な支援や助言を行います。</u></p>						

No	ページ	大項目	中項目	小項目	修正理由	修正前	修正後
15	P. 132	第3章 各論Ⅱ： 亜急性期 ～慢性 期・中長 期	第2節 区市 町村の医療救 護活動	5 医療救 護活動拠点 の閉鎖	第3章において、医療救護活動 拠点の閉鎖について、記載がな かったため	—	5 医療救護活動拠点の閉鎖について 区市町村は、医療救護所の設置数や医療救護活動の状況等を考慮し、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、医療救護活動拠点を閉鎖します。
16	P. 170 の後ろ	第4章 様式・資 料編	第4節 その 他	—	医療関係者が都に参集する際の 場所の記載がなかったため	—	第4節 その他 1 都の発災時における医療関係者の参集について 大規模な災害が発生し、医療関係者が都に参集する必要がある場合は、都庁第一本庁舎1階へ一度参集し、都担当者の指示に従ってください。また、その際の連絡先は以下となっております。 固定電話回線（福祉保健局）：03-5321-1429 衛星携帯電話（福祉保健局）：51470687 行政防災無線（福祉保健局）：70516 ファクシミリ：70062 MCA無線（福祉保健局）：00002 【都庁一階フロア図を添付】
17					関係するマニュアル等の一覧の 記載がなかったため	—	2 災害医療救護に係る各種主なマニュアル等一覧 【マニュアル一覧を添付】